

➤ 教育データの利活用に係る留意事項（第1版）の概要

○「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」の背景・経緯

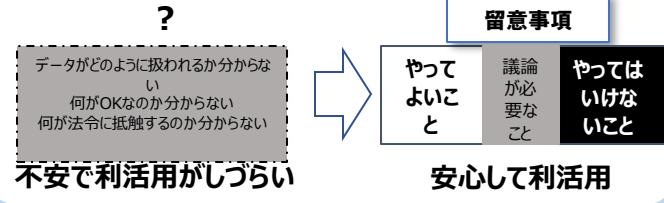
教育委員会・学校において教育データの利活用が進む中で、セキュリティや個人情報等に関して心配の声があることを受け、「教育データの利活用に関する有識者会議」の議論を踏まえて、学校や教育委員会が参考とできる留意点を整理し、文部科学省より、令和5年3月に「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」を公表しました。



- (心配の声の例)
- ✓ セキュリティの確保等データの安全管理
 - ✓ 在学時のデータの、卒業後の取扱い
 - ✓ 本人の望まない形でのデータ利用

①本留意事項について

教育データの利活用を行うことで、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能となりますが、教育データを取り扱う際の安全・安心の確保が必要となります。個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。そこで、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データ（デジタルデータ）を取り扱う際に留意すべきポイントをまとめました。



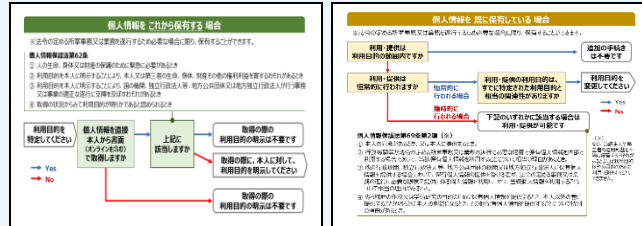
②内容について

★総論編（教育データを利用する際に気を付けること）

教育データを利用する際に気を付けることについて、（1）個人情報の適正な取扱い、（2）プライバシーの保護、（3）セキュリティ対策の3つの観点から、図等を交えながら解説をしています。

（1）個人情報の適正な取扱い

- 教育委員会・学校における個人情報とは
- 個人情報をこれから保有する場合に必要な手続きについて
- 個人情報を既に保有している場合に必要な手続きについて
- 個人情報の取扱いの委託について
- 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点



（2）プライバシーの保護

- プライバシーの保護において、個人情報保護法を遵守するのみならず、必要となる体制の構築等について

（3）セキュリティ対策

- 主に地方公共団体が設置する学校を対象とした教育情報セキュリティポリシーの策定や見直し
- 組織的・人的・物理的など、多様な安全管理措置

★Q&A編（よくあるご質問）

個人情報保護やセキュリティ等について、教育委員会・学校からよく寄せられる質問をピックアップし、掲載しています。

【Q&Aの例】

Q（4）新たな学習用ソフトウェアを契約・導入するときは、どのようなことに気を付けなければならないのか。

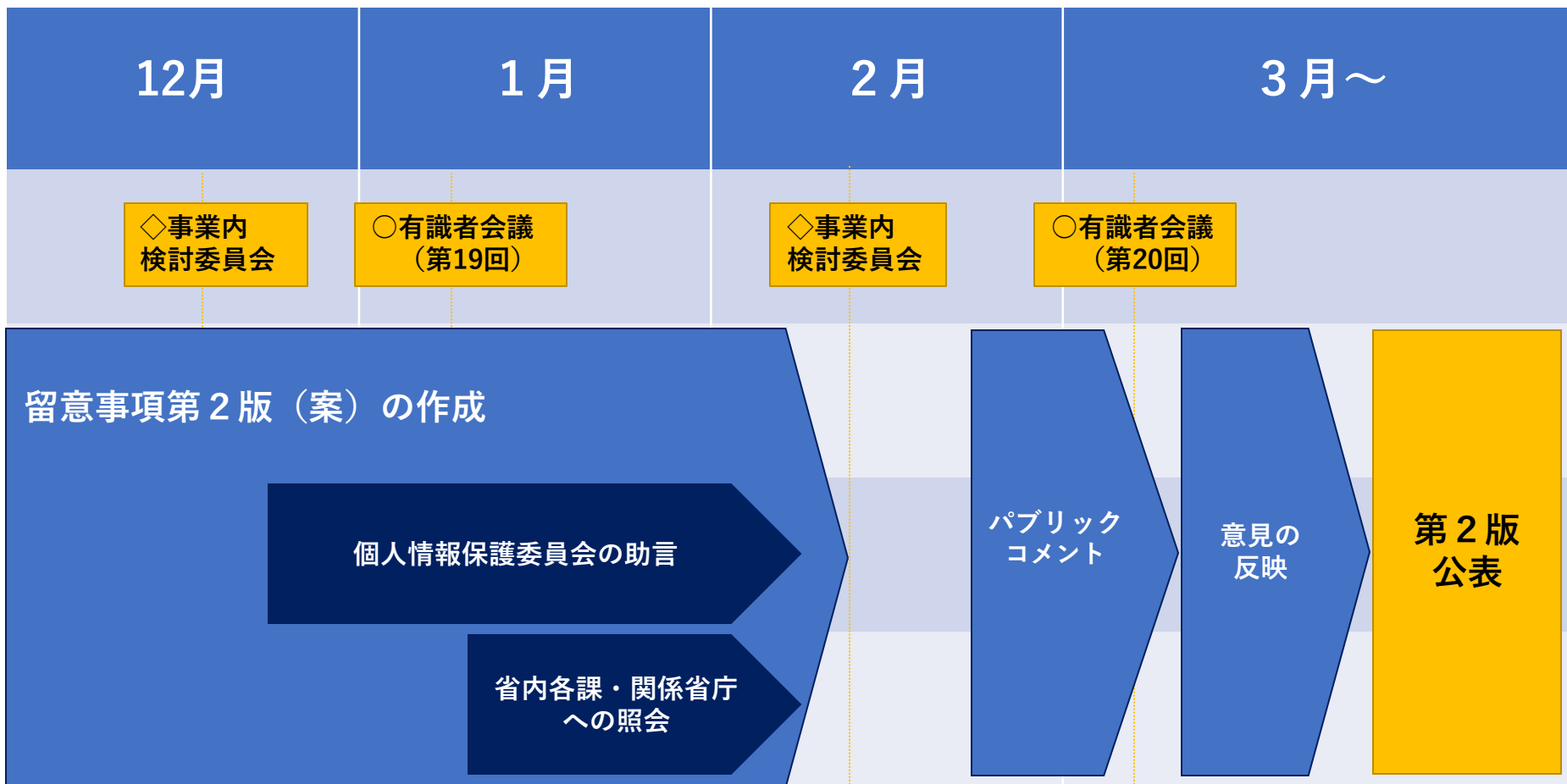
【回答】

契約の際には、学習用ソフトウェア提供事業者の契約書、利用規約、個人情報保護に関するポリシー等で、学習用ソフトウェアの安全性や信頼性、個人情報の取扱いに関する規定等を確認する必要があります。

また、学習用ソフトウェア提供事業者に、児童生徒を本人とする個人情報の取扱いを委託するに当たっては、個人情報保護法を遵守する必要があります。

※その他、コラムにおいて、教育データの利活用の参考となる考え方や、ELSI（科学技術の社会実装に際しての倫理的・法的・社会的課題）についても紹介しています。
※今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や論点についての議論が深まっていくことが想定されるため、その際は改訂を行う予定です。

➤ 教育データの利活用に係る留意事項（第2版）の今後の道行き



➤ 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」の構成

第1版	第2版	
目次構成	目次構成	概要
I 本留意事項について	I (同様)	○本留意事項の位置づけや構成について解説
II 教育データ利活用の目的	II (同様)	
III 総論編	III (同様)	○個人情報やプライバシーに関して留意すべき事項を全体的に解説
IV Q&A編	IV (同様)	○教育データ利活用に関してよくある質問と回答を記載
	V 事例編	
	V-1 留意点と具体的な対応	○個人情報保護法等の法令上義務づけられていること・行うことが望ましいことを「留意点」として整理 ○各留意点を実現する「具体的な対応例」を記載
	V-2 ユースケース	○具体的な学習用ソフトウェア（※）の活用場面毎に、取り扱うデータの利用目的や、ツール導入・利用の流れ、具体的な対応例等を整理 （※）デジタル教科書、デジタル教材等

基本的な留意事項を整理

基本的な留意事項を踏まえ、教育委員会・学校の実務に即した具体的な対応等を新たに整理

新規

(参考)

教育データの利活用に係る留意事項のポイント (リーフレット)

○教育委員会・学校担当者向けの参考資料として、本留意事項のポイントをまとめたリーフレットを作成・公表
(令和5年9月に文部科学省HPにて公開)



➤ V 事例編 「留意点と具体的な対応」 記載イメージ

※調整中

留意点	具体的な対応例	個人情報保護上の規定
<p>◎</p> <p>利用目的（ツールを導入することで取得するデータ*の利用目的）を特定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、ツールを導入することで取得するデータの利用目的をできる限り特定しなければなりません。 ・なお、個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限ります。 <p>※すべての項目において、「データ」は、個人情報を含むデータのことを指します。</p> <p>○</p> <p>利用目的に加え、データの取扱いについても整理し、文書化しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、導入するツールにおけるデータの取扱い等を整理し、文書化しておくことが望まれます。 	<p>利用目的の例</p> <p>→各ユースケースにおいて例を記載。</p> <p>利用目的に加えて整理し文書化する事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス概要（児童生徒の得られる教育的メリット等） ・データ管理者 ・収集するデータ ・データ取得の方法（例：児童生徒がツールに入力） ・データ収集のタイミングと場所（例：ツール起動中に回答情報を収集、バックグラウンドで操作ログを収集） ・利用手法（例：収集した回答情報を元に、正誤判定を実施） ・データを保管する地理的位置及び法域（海外にサーバがある等）（例：日本） ・第三者提供の有無、第三者提供先 ・保管期限 ・本人の権利（開示請求等）への対応方法 	<p>（第 61 条第 1 項関係）</p> <p>行政機関等は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>※参考「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」の「5-1 保有に関する制限」</p> <p>・「法令の定める所掌事務又は業務」とは、行政機関等が事実上行っているというだけではなく、法令上の根拠が必要であり、設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文中で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。</p>

◎：法令上規定されていること

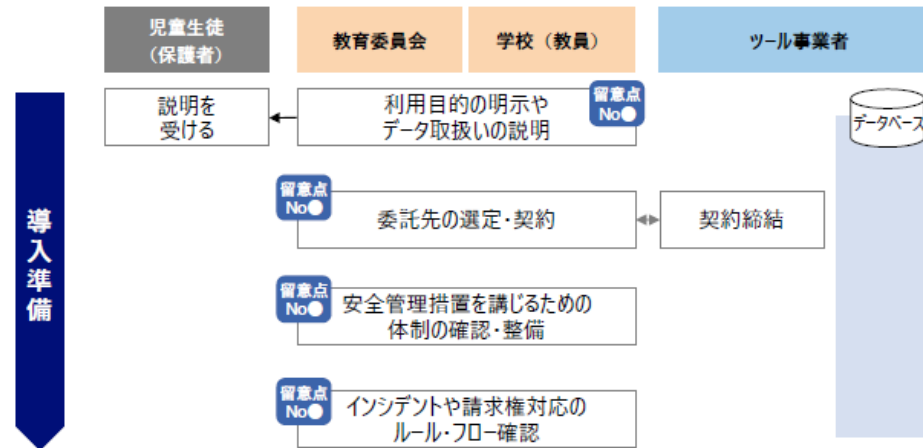
○：学校等において児童生徒のデータを取り扱う性質上、行うことが望ましいこと

➤ V 事例編 「ユースケース」 記載イメージ

事例1 児童生徒が、自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのツールを利用する（デジタル教科書、デジタル教材、協働学習支援ツール等）

(5) ツール導入・利用の流れ

※児童生徒の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載



留意点と対応例

- <導入準備>
- 留意点 No.○ 「児童生徒に対し、利用目的を明示する」**
利用目的を特定し、児童生徒に明示する必要があります。
中学生以下の場合は、保護者に明示することが望ましいです。
 - 留意点 No.○ 「データの取扱いの説明をする」**
児童生徒が安心してツールを利用できるよう、データの取扱いを説明することが望ましいです。
例えば、以下について記載した「お知らせ」文書を配布することが考えられます。
 - ・サービス概要
このツールを用いることで、授業や家庭学習で各自の端末で作成する成果物を提出したり、お互いに共有し、コメントしあったりできます。
 - ・本ツールで扱う個人情報
・氏名、学籍番号
・児童生徒が各自の端末で作成する成果物
・共有された他者の成果物に対するコメント
 - ・データの収集手法
本人が成果物を提出したり、コメントを記入することによりデータは収集されます。
 - ・第三者提供の有無
第三者への提供はしません。
 - ・保持期間
データは、卒業して○か月後に削除します。